

石川県公報

令和5年8月4日

第13631号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等 (管財課)	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (同)	3
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	3
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更 (水産課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	4
○石川県漁船漁業管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の採捕の停止の解除 (同)	3	○公共測量終了公告 (監理課)	4
		○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	5
		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5

告 示

石川県告示第303号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

パーソナルコンピュータ 713台 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部管財課

金沢市鞍月1丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社石川コンピュータ・センター

金沢市無量寺町ハ6番地1

5 落札金額

58,355,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年6月2日

8 特記事項

1の物品等の調達については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年石川県条例第6号)第3条の規定により、石川県議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずる仮契約を締結した。

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

小型警ら車 12台 購入

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
ネットヨタ石川株式会社
金沢市西泉2丁目178番地
- 5 落札金額
30,069,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年6月9日

石川県告示第304号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
社会医療法人財団董仙会 恵 寿 金 沢 病 院	金沢市下新町6番26号	令和5年7月1日	令和8年6月30日

石川県告示第305号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいか)(令和5年石川県告示第115号)の一部を変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

変更後	変更前												
<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 113.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>105.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.2トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	105.8トン	石川県漁船漁業	6.2トン	<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 113.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>105.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.0トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	105.8トン	石川県漁船漁業	6.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	105.8トン												
石川県漁船漁業	6.2トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	105.8トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												
<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 26.8トン</p>	<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 26.8トン</p>												

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	20.8トン
石川県漁船漁業	2.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	20.8トン
石川県漁船漁業	2.0トン

石川県告示第306号

石川県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年石川県規則第44号)第2条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

石川県資源管理方針(令和2年石川県告示第396号)別紙1-4に規定する石川県漁船漁業管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の総量が当該石川県漁船漁業管理区分に係る漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められなくなったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しないと認める。

石川県資源管理方針(令和2年石川県告示第396号)別紙1-5に規定する石川県漁船漁業管理区分におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量の総量が当該石川県漁船漁業管理区分に係る漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められなくなったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しないと認める。

石川県告示第307号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

蛸島加入区

1 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部113番地 田喜知 潔

珠洲市蛸島町ソ部67番地 白田 満広

2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。)

3 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して底びき網を営む漁業

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年6月28日

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

河野土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	村 政 興 志	白山市河合町イ70番地	令和5年6月17日
〃	澤 数 彦	白山市瀬木野町イ39番地	〃
〃	谷 口 政 信	白山市広瀬町ハ68番地	〃
〃	村 修 一	白山市河合町北108番地1	〃
〃	酒 井 勲	白山市河合町ニ90番地	〃
〃	下 道 芳 雄	白山市瀬木野町ヌ219番地	〃
〃	廣 川 孝 二	白山市広瀬町ニ209番地	〃
〃	藤 田 一 彦	白山市広瀬町ニ230番地	〃
〃	村 上 茂 和	白山市河合町ニ21番地	〃
〃	森 要 作	白山市河合町ニ46番地1	〃
監事	瀧 下 宗 正	白山市広瀬町ニ228番地	〃
〃	石 藏 敏 秀	白山市瀬木野町ヌ233番地	〃
〃	鈴 木 浩 史	金沢市田井町13番38号	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

河野土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	石 藏 敏 秀	白山市瀬木野町ヌ233番地	令和5年6月18日
〃	森 要 作	白山市河合町ニ46番地1	〃
〃	谷 口 政 信	白山市広瀬町ハ68番地	〃
〃	山 下 清 志	白山市瀬木野町134番地	〃
〃	清 水 勇 介	白山市瀬木野町62番地	〃
〃	村 修 一	白山市河合町北108番地1	〃
〃	山 本 守	白山市河合町イ69番地	〃
〃	廣 川 孝 二	白山市広瀬町ニ209番地	〃
〃	藤 田 一 彦	白山市広瀬町ニ230番地	〃
〃	北 出 孝 之	白山市河合町口23番地	〃
監事	村 上 茂 和	白山市河合町ニ21番地	〃
〃	瀧 下 宗 正	白山市広瀬町ニ228番地	〃
〃	鈴 木 浩 史	金沢市田井町13番38号	〃

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年4月3日から 同年7月21日まで	小松市遊泉寺町地域

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

- 土地区画整理事業の名称
能美市福島産業団地土地区画整理事業
- 施行者名称
能美市土地開発公社
- 事務所の所在地
能美市来丸町1110番地
- 施行認可の年月日
令和元年12月20日
- 変更認可の年月日
令和5年7月27日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年8月4日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市木津口36番1	幅員 6.00～ 9.00m 延長 39.76m	金沢市泉3丁目1番6号 株式会社ハクトー	令和5年7月18日

